

マンガ

よう子さんの  
おもい

# まちづくり体験記

～自治基本条例ってなあに？～



## このマンガはどんな話？

このマンガは、平成26年7月にできた「戸田市自治基本条例」という、戸田市を良いまちにしていくための考え方を伝えるためのものです。  
※条例とは：戸田市や埼玉県といった決まった範囲の中でのルールのこと。

### 戸田市自治基本条例とは？

この条例は、戸田市をより良くするために、市民・議会・行政が協力してまちづくりをしていくための考え方を定めたものです。

この条例のポイントは、「3者の役割」と「4つの基本原则」です。

3者って誰のこと？原則ってどんなこと？マンガの中でこれららのポイントを解説していきます。

このマークが出てきたら、近くの説明文も読んでみましょう。





**第9条** 市民は、自治の主体であることを自覚し、市民相互の連携を図つて地域課題を自ら解決する意識を持つよう努めます。

2 市民は、互いに尊重し合い、かつ、近隣との交流を深め、共に助け合える地域社会づくりに努めます。

3 住民は、町会・自治会等及びボランティア団体等をまちづくりの担い手と認識し、その活動を尊重するよう努めます。

**3者役割① 教えこ！**

「おまかせ」の主人公は市民の皆さんです。町会・自治会や市民活動団体なども含めた市民一人ひとりがまちを変えることができるという意識を持つことが大切です。よう子さんは、近所の人や町会の人とも普段から交流があるようです。日頃から色々な人と関わつていると、困った時に助け合うことができま



数日後…

町会の集まりの日

公園の近くの  
見通しの悪い  
交差点なんだが、

どうしたら  
いいかな



## まちづくりの基本原則① 情報共有の原則

## まちづくりの基本原則② 協議の原則

市民同士での情報交換や、行政、議会からの積極的な情報発信がまちを良くしていくためにはとても大切です。まちについて知ることが、まちをより良くしていくための一歩となります。

ここでは、色々な立場の人々が一つの問題について話し合っている様子。直接顔を合わせて話し合うことで、きちんと一人では思いつかない意見が出てくるはずです。

第6条 市民は、互いにまちづくりのための情報を提供し合い、共有できるよう努めます。

2 行政及び議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を積極的に提供し、市民と共有します。

第7条 市民同士又は市民及び行政は、まちづくりを進めたり、互いの意思疎通を図るために、積極的に協議します。



## 3者の役割① 議会の役割

議会は、行政の取組のチェックや評価をするだけではなく、地域の問題を見つけ、行政や市民に伝える役割です。また反対に、行政が抱えている問題を、市民に伝える役割も持っています。ここでは、荒川議員の豊富な知識によって、みんなの意見をより良いものにするアドバイスが出てきました。

第11条 議会は、戸田市議会基

本条例

(平成24年条例第1号)

の定めるところにより、

次のとおり活動します。

(1)公正性、透明性及び信

頼性を重視する議会運営を

目指すとともに、市民にとって分かりやすい議会運営に努めます。

(2)市民に対し積極的な情

報公開に努め、説明責任を果

たします。

(3)市民の立場に立ち、市政の監視及び評価の強化

を多様に設け、政策能力の強

化や政策提言の拡大を図り





**第5条** 市民は、自治の主体として、積極的にまちづくりに参加し、また、計画段階から参画するよう努めます。

2 行政は、市民の意思をまちづくりにいかすため、市民がまちづくりに参画できる機会を保障します。

**まちづくりの基本原則③ 参加・参画の原則**

まちづくりの主人公である市民が、まちをより良くするために、できることから関わっていくことが大切です。行政は、市民のまちづくりへの思いを活かし、実際に関わることがができる環境を整えています。

ここでは、自分たちにできることとして、おばあさんの家の雑草刈りやポスターによる啓発活動に取り組みます。

**教えて!**



**3 者の役割③ 行政の役割**

行政は、市民にとって相談しやすい場所でなくてはなりません。また、相談を受けた時には、的確なアドバイスや対応ができるように努力する必要があります。

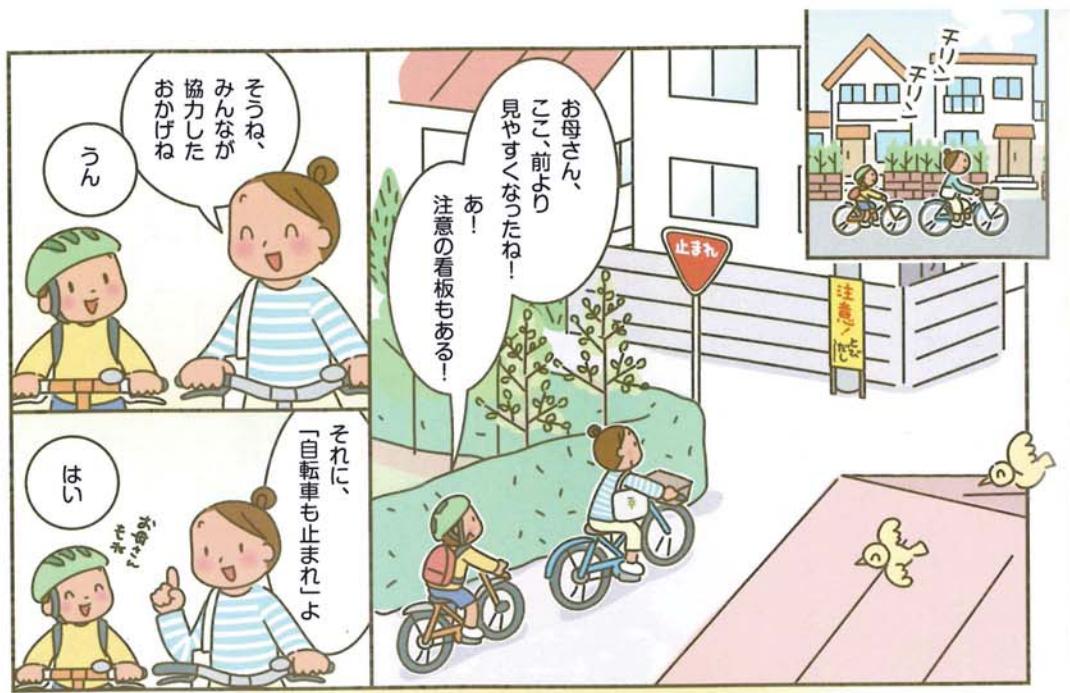
また、この場面のように直接顔と顔を合わせて話をするとこれが信頼関係をつくるうえで大切になります。

**第12条** 行政は、公平・公正な市政運営を行います。

2 行政は、職員の意見を積極的に取り入れつつ行政改革や事務改善等を進めるとともに、職員が市民と対話しやすい職場環境づくりに努めます。

**教えて!**

お願いします

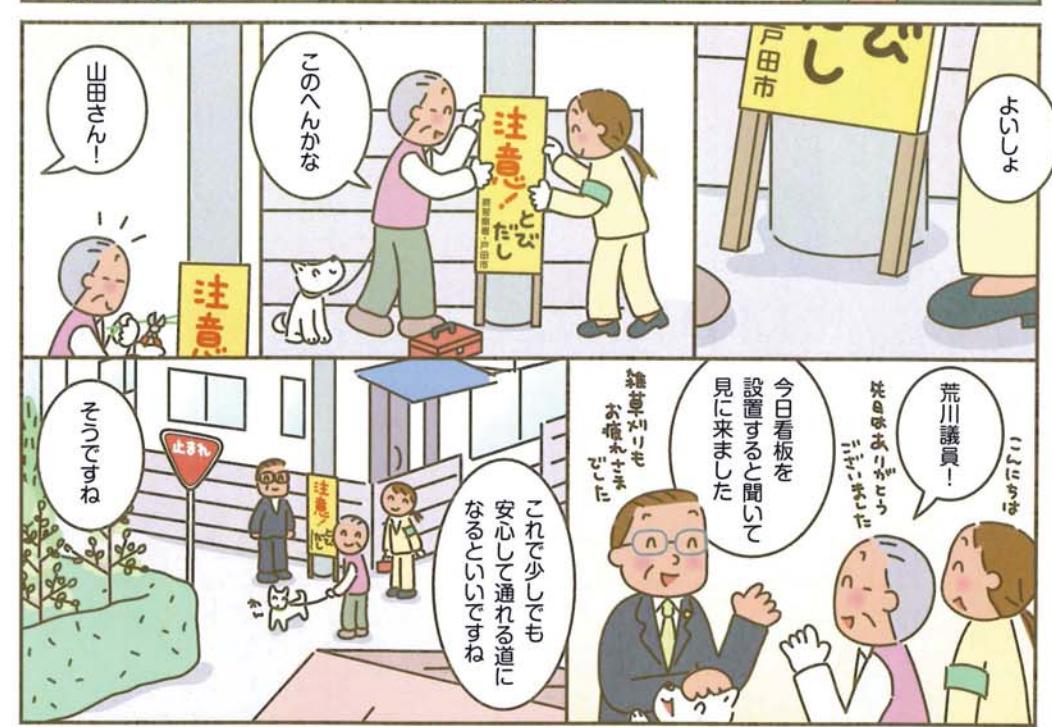


**協働の原則④**

まちづくりの基本原則④  
教えこ！

みんなが自分にできることを考え、行動することがまちを良くすることにつながります。ここでは、色々な立場の人々が、「見通しの悪い交差点」という一つの問題をきっかけに、みんなで話し合い、実際の行動に移しました。お互いの考え方や行動を尊重することで、地域の問題を解決するとともに、市民同士の交流や高齢者の見守りにつなげることができたのです。

第4条 市民、議会及び行政は、それぞれが役割を意識し、それぞれの力を発揮し、互いを尊重し、まちづくりを進めます。





自分たちにできることから考え、行動に移すことで  
私たちの住む戸田市を  
より良いまちにしていきましょう。

条例の詳しい内容については、こちらのパンフレットに掲載しています。▶

(市役所協働推進課やボランティア・市民活動支援センターTOMATOで配布しています。)

市役所のホームページでも、随時情報をお知らせしています。

[戸田市 自治基本条例](#)

検索



## ようさんの まちづくり体験記

～自治基本条例ってなあに？～

平成28年3月発行 戸田市 市民生活部 協働推進課  
〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
電話 048-441-1800 (代)

